

東京都公衆浴場対策協議会 (第23次協議会 第2回)

令和5年5月26日(金)
都庁第一本庁舎42階特別会議室B

午前11時00分開会

○折原課長 それでは、定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本協議会の事務局を担当しております生活安全課長の折原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議はオンラインにより実施いたします。何とぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

会議に入ります前に、オンラインの操作について4点御説明させていただきます。

1点目に、ハウリング防止のため、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。画面上に操作ボタンが表示されていると思いますが、そちらのマイクのアイコンにスラッシュがかけられている状態としていただくよう、御協力ください。

2点目に、発言を希望される場合は、同じく画面上の操作ボタンにある手のひらのアイコンをクリックして意思をお示しいただくようお願いいたします。その操作を行っていただくと、画面右側に表示しております委員名の横に黄色の手のひらマークが表示されます。会長から指名されますので、指名を受けた委員はマイクをオンとしていただき、御発言ください。

3点目に、発言終了後は再びマイクをオフにしてください。そのときに手のひらのアイコンがついていたらクリックして消してください。

最後に4点目ですが、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退出して、再入室を試みていただければと思います。再入室をしても改善されない場合は、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

議題に入らせていただく前に、本協議会の委員に異動がございましたので、新しく委員に就任された方を御紹介いたします。

福祉保健局健康危機管理担当局長の雲田孝司委員です。

本日の出席状況ですが、協議会委員19名中16名の委員に御出席いただいております。土田委員、中田委員、馬男木委員が所用により欠席でございます。

なお、本日は傍聴の方1名が視聴されています。よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。オンラインで御参加いただいております委員の皆様にはメールにてデータをお送りしております。資料は資料1から資料5となっております。その他、東京都公衆浴場対策協議会次第、協議会委員名簿、協議会設置要綱、座席表、東京都公衆浴場対策協議会報告案を御用意しております。

なお、協議会委員名簿でございますが、業界代表のところの石田委員と佐伯委員でございますが、一昨日の総会にて改選されたということでございまして、今、資料上、石田委

員が副理事長となっておりますが理事長、佐伯委員が常務理事となっておりますが副理事長に選任されたとのことでございますので、訂正をさせていただきます。

あと、協議会報告案は素案の段階のものでございますので、委員のみにお配りをしています。御承知おきください。不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、熊迫会長、よろしくお願いいたします。

○熊迫会長 それでは、議事に入ります。

まず、会議の公開についてお諮りいたします。従来どおりこの会議は公開で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

最初に小委員会報告です。その検討結果につきましては、後ほど事務局から説明していただきますが、会長を務めた私から概要を御報告いたします。

小委員会の設置につきましては、前回の2月の協議会におきまして、学識経験者委員で構成する小委員会を設置し検討するという事について御承諾をいただいたところです。これに基づき小委員会を5月15日に開催いたしました。小委員会では、会計調査と入浴料金原価計算の算定結果に加え、諸物価高騰による社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担などを踏まえ、広範囲にわたり検討を行い、この小委員会報告をもって協議会報告案といたしました。報告案につきましては、後ほど皆様から御意見をいただければと思います。

それでは、会計調査報告について、事務局からお願いします。

○折原課長 会計調査の結果につきまして御報告いたします。

資料1「令和5年会計調査について」を御覧ください。

1の調査浴場の概要ですが(1)の選定条件に従いまして、都内の標準的な浴場40件を選定し、その経営状況を調査いたしました。選定しました40浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は(2)の調査浴場に記載のとおりとなっております。

次に2の調査方法等ですが、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿を基に、経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化スポーツ局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

続きまして、資料2の令和4年調査結果と令和3年実績比較について御説明いたします。令和4年実績と令和3年実績を比較しますと、収益では入浴料金収入が123万3218円増加しております。これは統制額改定により入浴料金を値上げしたこと、コロナウイルスによる利用控えがほぼなくなり、利用者が戻ってきたことが一因と考えられます。

特別利益については、昨年度と比較すると増加しておりますが、これは損害保険の支払いを受けた浴場があったことなどが要因に挙げられます。

次に、営業費用の項目ですが、人件費の増加はパートアルバイトの標準人員の増加が理由の一つと考えられます。

光熱費の増加について、会計調査は昨年度の決算書を基に調査を行っていることから、

調査対象期間において電気代の高騰が影響したことが理由と考えられます。

燃料費の増加についても、同様に調査対象期間において燃料費高騰が影響したと考えられます。

特別損失の増加については、固定資産の除却損及び圧縮損が昨年度より多く計上されたことが要因に挙げられます。

以上、収益合計と費用合計の収支差から事業報酬を差し引いた令和4年の過不足額は294万4798円の赤字となっております。

会計調査の結果は以上のとおりです。

○熊迫会長 次に、資料3「令和5年科目推定一覧」から、資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで一括して事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料3「令和5年科目推定一覧」を御覧ください。この資料は、令和4年の実績額を基に、令和5年の推定額を算出する際の基本的な考え方を整理したものです。それぞれの推定基礎は各科目の推定額を算出する際の考え方について記載しています。

まず、収益の1の入浴料金収入から3の補助金までは、令和4年の実績どおりとしています。

4の特別利益につきましては、例年実績額が大きく異なることから、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。

次に、費用の5の人件費につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額を基に、政府発表の経済指標、雇用者報酬3%増で算定しています。

6の用水費は令和4年の実績どおりとしています。

7の光熱費につきましては、東京電力が発表している燃料費調整分を含む電力量料金単価等から変動率を算定いたしました。燃料費調整は火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものです。電気料金の一部である再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、電力会社が電力の買い取りに要した費用を電気の使用量に応じて利用者が負担するものです。今年の5月分から1キロワットアワーにつき1.40円となり、昨年より2.05円引き下げられています。電気料金全体としては30.44%の減になると推定しています。

次に8の燃料費ですが、燃料費のうち、ガス価格については、東京ガスが発表している1立方メートル当たりの単位料金から変動率を算定し4.82%、廃油価格については1.49%の推定減としています。なお、電気料金及びガス料金につきましては、今般のロシア・ウクライナ情勢の影響もあり、令和3年後半から4年秋にかけて単価が上昇しましたが、国の激変緩和措置により減少に転じています。緩和措置が終了する10月以降、再び増加傾向となることも想定され、今後の動向次第ではありますが、とりあえず例年どおり、令和5年4月及び5月の直近2か月の平均値を基に5年の変動率を推定しています。

9の減価償却費は令和4年の実績どおりです。

10の地代・家賃につきましては、東京都主税局が算出した公衆浴場における固定資産税

の増減から土地3.2%増、家屋3.1%増で推定しています。

11の修繕費につきましては、消費者物価指数1.7%増で算定しています。

12の公租公課につきましては、東京都区部の固定資産税の増減で算定しています。

13の保険料は令和4年の実績どおりです。

14の備品・消耗品費につきましては、消費者物価指数1.7%増で算定しています。

15の会費・交際費につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんどを占めていることから、令和4年の実績どおりとしています。

16のその他諸経費につきましては、消費者物価指数1.7%増で算定しています。

17の営業外費用、19の建物再調達費から21の事業報酬までは実績どおりとしています。

18の特別損失につきましても4の特別利益と同様に、例年実績額が大きく異なるため、過去5年間の実績の平均値を推定値としています。

その結果、資料3「令和5年科目推定一覧の推定」となっています。

以上で科目推定の考え方について説明を終わります。

続きまして、公衆浴場入浴料金原価計算表と入浴料金体系の構成について御説明いたします。

資料4を御覧ください。令和2年実績欄は会計調査報告の数値でございます。令和5年推定欄を見ていただくと、表の上段、収益合計は2283万7205円に対し、表の下段、費用合計は2483万2094円となり、その収支差は199万4890円となっております。ここから事業報酬を差し引きしますと、過不足額は290万8910円の不足となります。この不足額を解消するには、所要値上げ率欄にある15.760%の料金値上げが必要になります。

次に、大人、中人、小人別の料金についてですが、下欄の公衆浴場入浴料金体系構成方法を御覧ください。まず、東京都における令和4年の平均世帯人員は2.90人となっております。これに令和5年調査対象浴場の実態調査による大人、中人、小人の利用割合を当てはめると、大人2.83人、中人0.04人、小人0.03人となります。また、現行の料金区分は、大人は500円、中人が200円、小人が100円となっております。

資料下段の左側の四角囲みは1世帯1回当たりの入浴料金を計算したのですが、現行の入浴料金を大人、中人、小人に当てはめて計算すると、合計で1424.40円となります。これに推定所要値上げ率15.760%を乗じて料金を算定すると、1648.89円となります。この金額が原価から見た適正な料金となりますので、それを反映した後の改定料金体系の構成案が3の案となります。案では、中人、小人は昨年引き上げたばかりですので、大人のみを改定する想定で作成しました。この場合、大人の乖離幅は約79円となります。

次に資料5をお開きください。この資料は平成16年度以降の入浴料金統制額の算定結果と統制額の改定状況を取りまとめたものです。

御覧のように、平成18年、平成20年、平成26年、令和元年、令和3年及び令和4年に統制額を改定しておりますが、平成18年の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年及び令和元年は35円、令和3年は42円、令和4年は87円となっております。こ

のように、これまでは統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を超える状況で統制額の引き上げを行ってきています。表中、35円以上のケースしかありませんが、これ以前の平成12年に乖離額31.29円で20円の引き上げをしたケースがあります。

以上で説明を終わります。

○熊迫会長 これまでの報告につきまして質問等はございますか。

それでは、小委員会において出された意見をまとめた協議会報告案について事務局から説明してもらいます。事務局からお願いします。

○折原課長 報告は、協議会でいただいた統制額に係る御意見と公衆浴場経営に関する御意見の2つの部分から構成されています。読み上げさせていただきます。

第23次東京都公衆浴場対策協議会報告

本協議会は知事から検討を依頼された令和5年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民の生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、様々な見地から協議を行った。

開催実績

第1回実施日、令和5年2月15日水曜日14時半から16時まで、第2回実施日、令和5年5月26日金曜日11時から12時半まで。

1、統制額について

令和5年、入浴料金統制額を改定すべきかどうかについて以下のとおり意見があった。

統制額は引き上げざるを得ないだろうと考える。物価が全般的に上がっている中、経営上も利用者としても、ある程度の入浴料金値上げに説得力はある。

引き上げ額が50円の場合と20ないし30円の場合との差は大きい。

50円は値上げ感が大きく、食品等の例でもそうだが、購買を見直すきっかけになりかねない。

引き上げる場合、割引サービスや補助金等、プラス要素をセットで検討するのがよい。

自力でいろいろ工夫をして客を増やし、少々値上げしても耐えられる浴場がある一方で、客離れのリスクを回避するために据え置きを希望する浴場も少なくない。そういった浴場にも支援が必要なため、その点に配慮した小幅な引き上げがよい。

過去20年ほどの乖離額と統制額の引き上げ幅を見ると、30円引き上げたのは平成18年で、その後は上げて20円まで、価格が高いと思ったときに消費行動に影響がでることから、落としどころとして20円は妥当。

コロナ終息局面にあって人流も回復基調にある。浴場経営者はこの機会を逃さず新たな顧客、特に若年層や文化体験欲求の高いインバウンド顧客などの獲得に努めていただきたい。

都にも補助などのさらなる支援を検討していただきたい。

1割に当たる50円は、日常浴場を利用する人からすれば相当大きく感じる額だ。いろい

るなものが値上がりしているが、その幅は大体3%から4%ぐらいということを考えれば、4%程度の20円の引き上げであれば妥当である。

以下、囲みの中でございます。

乖離額や昨今の状況を考えると、引き上げは避けられない。

客離れのリスクを回避したい浴場にも配慮した小幅な引き上げがよい。

物価統制令の消費者保護の趣旨からも、大幅な引き上げは避けるべき。

引き上げ額に関しては30円が適当との少数意見もあったが、ほとんどの委員が20円の引き上げが適当との意見。

2、今後の浴場経営について

公衆浴場業界が、公衆浴場の地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のため取り組んでいただくよう、以下のとおり意見があった。

(1) キャッシュレス決済の導入について

引き上げによりワンコインでなくなるが、キャッシュレス決済であれば、端数があっても影響が比較的少ない。店舗の状況によっては、費用をかけてキャッシュレス決済を導入するのは難しいところもあるかもしれないが、若年層など新たな利用促進を図るという意味でもデジタル化は必須と考える。

(2) 柔軟な料金設定の促進について

消費刺激としてある程度の価格設定の自由度は経営上あってしかるべき、統制額が引き上げられてもあくまで上限なので、浴場が自分たちの意思で入浴料金を設定できることを知り、業界の中から変わっていただきたい。

入浴料以外でも物販などで収入を得ている浴場と、湯船一つで営業している浴場があることを考えると、浴場は設備や規模に応じてカテゴリー分けするなど、主体的に入浴料金を決められるとよい。

(3) 多様な営業時間の設定について

時間帯によって料金を変えている例はないが、例えばお正月の営業や休日の朝湯など、時間設定の工夫等は引き続き行っていただきたい。

(4) 共通入浴券について

共通入浴券の価格設定によって客離れを防ぐこともできるので、業界努力ということになるが、最も有効な手段として価格設定も含めた企画・普及に取り組んでいただきたい。

(5) 利用者開拓について

子供の頃に銭湯を体験した人がヘビーユーザーになっている。子供の利用を推進するため、子供の割引サービスを設けるなど、取り組んでいただきたい。

区市単位のイベントが多いが、もっと広がりを持たせ、親子で手頃な価格で利用できる日なども設けるとよい。

地域の中学校・高校で部活の子供たち向けに団体割引のようなものを設定し、利用を促

すと、将来の利用者を育てることになる。

開店前の1時間を貸し切りにして課外イベントに利用してもらおうといった取組も考えられる。

浴場の設備や雰囲気等が分かるような看板を設置したら、これまで躊躇していた近所の住民が来店するようになった例がある。日常的に使ってもらうためには、もっと近隣向けにメッセージを伝えるのがよい。

(6) 自店の経営実態を知る取組について

時間帯ごとに差別価格を設定する等営業戦略を考える前提として、自店の基本的な経営数字、日時別来店者数などを把握することが有効である。経営者が高齢でかつ少人数の事業従事者しか抱えていないところは負担が重いと捉えられそうであるが、このような取組は事業承継にも寄与すると考えられることから、組合としても浴場に働きかけを行っていただきたい。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

以上が小委員会の報告と協議会報告案となります。

それでは、報告案について御意見や御感想などをお願いします。

最初に業界代表委員からお願いいたします。

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 私たちは銭湯を経営しておりますけれども、一番困っているのは燃料費の高騰です。電気代は6月からさらに上がると聞いております。加えて物価高騰で、営業が立ち行かなくなる銭湯が増えておりますので、そこを何とかしていただきたいと思っております。

銭湯は仕込みがありまして、毎日何十トンもの湯を沸かさなければいけません。燃料費の高騰でお客様の少ないところは非常に苦戦をしております。営業時間の短縮を行ったり、週休2日にして営業日数を減らしたり、お客様の利用に支障がないように工夫して営業を続けております。我々は、営業が立ち行かなくなっても銭湯の経営を継続していきたいと思っております。

また、インバウンドの方々も再び増えてきましたので、その方々にも銭湯を宣伝していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○熊迫会長 石田委員、佐伯委員はよろしいでしょうか。

○佐伯委員 委員の皆様におかれましては、このたび、御協議いただき本当にありがとうございました。

今回、特に燃料費が大きくかかったことで乖離幅も出ましたし、また、消費者心理という意味で、500円を超える入浴料金額を検討するというのは大変難しい作業だったことと推察され、貴重な御意見をいただいたと思っております。

私どもとしては、今後決定されます統制額に基づいて営業を続けてまいりますけれども、お客様お一人お一人が、入浴料金として適正であると、相当額であると、または安価であると思っただけのような営業を進めていきたいと思っております。今回いただきましたキャッシュレス決済等を進めるというお話など、組合員にも伝え、今後もしっかりとした営業を続けていける団体でありたいと思っておりますので、さらなる御助言・御指導をよろしく願いいたします。このたびはありがとうございました。

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、山村委員、お願いします。

○山村委員 今年度から委員に就任いたしました世田谷区宇田川湯の山村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

こういった場が今日初めてなので若干緊張しているのですが、私は、組合員というより一店舗の者として発言をしたいと思っております。

当店は湯船一つで営業している銭湯でして、世田谷の住宅街にあります。もう60年以上営業しております。今は商店街自体消滅してしまったような閑散とした地域で、常連の方が足を運んでくださる浴場を母と2人で営業しております。

この1年を振り返って感じることは、お客様自身が銭湯に対して、これで本当にもうかっているのかといたしますか、価格をもっと上げていいのではないかと御意見を頂戴すること多く、お客様自身が私どもの経営を心配してくださるような声をよくいただきます。

とはいえ、懐事情というのは個々で差がありますので、入浴料金の値上げは20円がいいのか、30円がいいのかという点につきましては、正直、許容範囲はわかりません。経営という視点で一つ言えることは、昨年の6月ぐらいから確実に仕入れ値が上がっていること、燃料費が上がっていること、かつお客様に還元できないものとして設備費が上がっていることです。具体的に言うと、例えば、小さなもので180円で売っていたものを250円で売らなければいけない実態があります。かつ当店は湯船しかないのも、週に1回ある薬湯を楽しむにいらっしゃる方が多いのですけれども、そこで使う入浴剤が1万円前半で買っていたものが、今は2万円でちょっとお釣りがくるぐらいの価格になっています。

感覚値ではなく実数で言うと、安くて20%、高くて40%近くの値上げの煽りを受けていまして、こういったところが利益を圧迫しています。これが蓄積していった結果、浴場経営自体が将来的に厳しくなるのではないかとというのが個人の所感です。

このような経営事情がありますので、消費者の方と経営側との落としどころを今後探っていければと考えます。よろしく願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございました。

次に、利用者代表の委員から御意見・御感想などをお伺いします。

最初に、メ野委員、お願いします。

○メ野委員 利用者の立場でお話しをしますと、値上げは極力反対したいです。

これから夏に向かって汗をかきますし、利用される方にとっては値上げはきついだらう

と感じます。また、現在の500円というのはとても払いやすい金額です。デジタル化よりも、昔ながらの雰囲気、やり方というのが日本の文化といえ、外国の方から見れば非常に面白い文化に見えるのではないかと思いますし、近代的にスマートにすることだけが対策ではないと、私は思っています。

先日、湯けむりの里という温浴施設に行きましたら、高校生ぐらいの男の子たちがグループで来ていました。女性はあまりしないと思うのですが、男子は一緒に行動するときに「銭湯」が視野に入っているようで、旅行ができなくても、身近なこういった施設をくつろぎの場としているのだなという印象を持ちました。

また、外国人旅行者向けに、東京に来て、身近なところに銭湯があることが観光の名物になったらいいなと思います。既にされているかもしれませんが、この近くにはこの銭湯がありますとか、そういう宣伝をしたらどうでしょうか。これからの東京観光は、日本の文化とか、古い町並み等を見に行きたいというようなニーズもあるはずです。そういったニーズに応えてくれるのは銭湯です。

銭湯は地域のコミュニティーとして、昔ながらの歴史を語れる場にもなっていると思います。年配の方たちにとっては、銭湯はいろいろなお話ができる場です。近くの銭湯に、コロナの感染対策だと思うのですが、「お風呂場で話さないでください」と書いてありました。冬にインフルエンザがはやるのは乾燥しているからで、浴場の湯気で湿気のあるところでの感染はまずないでしょうと私は思っています。脱衣所は高齢者のおしゃべりの場として活用してもいいのではないかと思います。

サウナを目掛けて若い人も銭湯にきています。私の子供は野球チームに入っているのですが、練習の後銭湯に行って、みんなで入ってすっきりして帰ってきます。上の子がそんなことをやっているから、下の女の子たちも銭湯に行きました。身近にそういう施設があったおかげで体験ができ、もっとお風呂が楽しむとか、友達との関係をよくしていくきっかけになっています。

また、水循環といった地球の環境を見せる場として、活用の仕方も広がっていくのではないかと思います。

ここまで物価が上がって消費者にとってすごくダメージが大きくなっているときに、入浴料金を上げるのは妥当なのかもしれないですが、銭湯はいろいろな可能性を秘めているので、様々な業界に投げかけて違う分野とコラボするといった、いろいろ工夫をして何とかできないのだろうかという意見を伝えておきます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

続きまして、須賀委員、お願いします。

○須賀委員 須賀と申します。よろしくお願いたします。

第23次東京都公衆浴場対策協議会の報告書をいただきまして、これを読む限り、統制額につきましても、今後の経営についてもよくできている内容と思います。

昨今の物価の上昇等を考えると、浴場組合に対して、値上げをしなくてはいけないとい

う気持ちは、十分これで読み取れると思います。

乖離額が79円という御説明がありましたけれど、本来、このぐらい上げなければ銭湯経営が難しいというのは理解しますが、現実的に値上げ幅となると、報告案にあります20円辺りが、上げやすい環境なのかと思います。

また、私の地元の江戸川区の行政も江戸川支部と検討して様々な利用促進案を出しています。先日、お話を聞いてきましたが、スタンプラリーや、月に1回の変わり湯をやっています。業界団体もいろいろな形で努力していることが十分分かりますので、このような値上げ幅というのは致し方ないのかなと思います。

なお、「令和5年推定」の資料ですけれども、電気代が4月、5月で下がるというような表現があったかと思いますが、これは値上げ傾向がそのまま続くのではなくて、4月、5月は下がっているという認識でよろしいのでしょうか。今後、電気代等が上がるならば、この時点での資料で考えるというのはどうなのかと思うのですが。

○熊迫会長 今の御質問についてはいかがですか。

○折原課長 統制額を算出するに当たりまして、電気代ですとか燃料費につきましては例年、先ほど申し上げたような算出方法で算出しているところでございます。

令和4年1年間の実績、それと、直近の4月、5月の平均値を比較しております。令和4年は後半に向けて特に電気代、燃料費も上がってきたということと、4月5月は激変緩和措置がちょうど効いている時期というところもありますので、例年どおりの算出方法でいくと、こういった形で減っているという結果が出たものでございます。

○片岡部長 私のほうから補足をさせていただきます。

今回、ピークからは下降しているという意味で、減少というようなことでお伝えしましたが、依然として高い水準にあると認識しております。

○熊迫会長 須賀委員、よろしかったでしょうか。

○須賀委員 十分分かりました。ありがとうございます。

○熊迫会長 続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。協議会報告をありがとうございます。

経営状況や物価・燃料費の高騰で、乖離額を算定して検討した結果、20円の引上げということですが、ユーザーとしてはできるだけ500円のままでいくといいと思っていたのですが、いろいろ資料を読みまして、この値上げ幅で何とか経営を続けていただけた方が、利用する側としてはありがたいと思いますので、20円の値上げ幅を支持したいと思います。

この協議会報告の「2 今後の浴場経営について」の(2)に、柔軟な料金設定の促進という意見が書かれています。統制額というのが入浴料金の上限で、浴場ごとに入浴料金を設定できるというのは知らなかったもので、これが現実的なかどうかということと、上限だとすれば、今の上限額よりも安い入浴料金の設定が浴場によって可能なのかということを知りたいです。

それから、最近のサウナブームで、浴場によっては外で待っている人たちもいるというぐらい人気なのですけれども、やはり銭湯というと、高齢者の方の利用が多いものと思っています。何より健康ですとか、地域のコミュニティーに役立っているのが銭湯だと思いますので、どこの銭湯も長く経営を続けていただきたいと思います。月末になると、来月閉店しますというようなお知らせが入ってきて、かつて電車に乗って行ったところも、今は銭湯はなくて駐車場になっていたというようなことも経験しています。今後も銭湯を利用していきたいと思いますので、経営を頑張ってもらいたいと思います。宇田川湯にも一度ですけれども伺ったことがあります。とてもいいお湯でした。ありがとうございました。

以上です。

○熊迫会長 ありがとうございました。

中村委員の御発言の中に、柔軟な料金設定に関しての御質問がございましたが、業界代表の委員にこういう取組をしてほしいというのを報告意見に入れているところですので、業界におかれましてこれから御検討いただくというようなことになろうかと思えます。

続きまして、星野委員、お願いします。

○星野委員 星野です。協議会報告を読ませていただきまして、私も、昨今の状況を考えて、今回の報告の内容で進めていただくのが妥当ではないかと思っております。

その上で心配しているのは、今回、資料2と3で令和3年、4年の実績、5年推計を拝見し、この間の燃料費高騰の煽りを受けて、銭湯経営を続けていただくために、自助努力では賄いきれないところに来ていることを感じました。先ほど業界団体代表から御発言があったように、いろいろなものが値上がりしてきている、本当に大変なのだというお話しをお聞きますと、消費者がどのように感じるかというところにばかり重きを置いていると、銭湯経営が成り立たなくなっていて、そもそも私たちが続けてもらいたいと思っている銭湯がなくなってしまうのではないかということが心配になります。

先ほど中村委員からも御発言がありました、この報告の中の2の(2)のところ、私もしゃすればこのところは何とかできるようなになるといいと思っています。統制額をどの程度引き上げるのか、統制額は上限ということのを誰が認識して誰が入浴料金を決めていくのか、業界が知らなければいけないのか、私たち消費者が知らなければいけないのか、このところも論議の中に入ってくることを要望いたします。

また、資料の中には特別措置に関する法律の文章も入っていました。やはり国としても公衆浴場が必要なのだということで、その公衆浴場に特別の措置をするように努めてくださいという努力義務になっています。それで、昨年度もいろいろな施策を東京都でされているのは伺っています。全体を俯瞰して大きな打ち出しも必要かもしれないですが、浴場組合や浴場経営者の御意見を聞きながら、個々に応じた補助というか、それぞれの浴場に対する補助も、もう少し手厚くなるといいと希望しております。

ありがとうございました。

○熊迫会長 ありがとうございました。

続きまして、関係行政機関の委員の皆様をお願いしたいと思います。

最初に、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 すみません、声の出が悪くてお聞き苦しいと思いますけれども、足立区の副区長の長谷川と申します。

報告案につきましては、妥当な内容だと考えます。

1点、利用者開拓という御意見がありますけれども、子供の利用促進というところで、足立区は今、子供の体験拡大という視点で、スポーツ施設、文化施設、そして、浴場も含めて、夏休み期間に無料で子供たちに利用してもらえないかと検討を始めております。実際に銭湯に行くと、中学生ぐらいのお子さんが友達同士で銭湯に来ていたり、部活後のお子さんも来ております。現在は、ふれあい親子入浴デーで第3土曜日に割引をしておりますが、こちらをもう少し拡大できないかということで、これから浴場組合の皆さんと協議して、子供たちの浴場無料利用をぜひ検討していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

続きまして、雲田委員、お願いいたします。

○雲田委員 改めまして、福祉保健局の雲田でございます。日頃より東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の皆様、公衆浴場を運営されている皆様におかれましては、都民の健康の維持と施設の衛生的な管理に御尽力いただいておりますこと、誠にありがとうございます。

さて、このたび物価高騰による事業者の皆様のお苦勞や都民の家計への影響など、様々な要因を踏まえながら検討を重ね、事業者・利用者の双方に配慮した報告案を作成していただきましたこと、小委員会の委員の皆様にご感謝を申し上げます。

適切な料金設定により経営が安定いたしますことは、施設の衛生水準の確保・向上や、都民の入浴の機会の確保につながる大変重要なことと認識をしております。

また、各委員からお話でしたが近年銭湯ですとかサウナがメディアで取り上げられることも多く、若年層からの関心も高まっていると聞いております。事業者の皆様におかれましては、引き続き銭湯ならではの魅力を広める取組を進めていただきますとともに、施設の衛生管理に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、横山委員、お願いいたします。

○横山委員 生活文化スポーツ局長の横山でございます。

初めに、多くの貴重な御意見をこの場、そして、小委員会も含めましてお出しをいただきました委員の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

今回の改定に関する御意見は、長期化する諸物価高騰により、多くの都民が社会生活や家計に影響を受ける中にありまして、慎重かつ長時間にわたり御検討いただいた結果であり、公衆浴場の利用者・経営者双方について配慮されているとともに、今後の社会状況を

見据えたものと受けとめさせていただいております。

東京都では、未曾有の厳しい状況に置かれている公衆浴場につきまして、これまで利用していなかった人たちも含めてたくさんの方々に利用していただけるよう、より一層多様な支援策を打ち出していきたいと考えております。

また、脱炭素化や昨今のエネルギー価格の高騰への対応といたしまして、公衆浴場にも御協力をいただきながら、省エネ・創エネのさらなる促進に取り組んでいきたいと考えております。

今後も浴場組合と一層連携協力をさせていただきながら、様々な施策・対策を講じてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○熊迫会長 ありがとうございます。

最後に、学識経験者委員でございますが、こちらは小委員会で御意見をいただいておりますので、一言ずつという形でコメントをお願いできればと思います。

最初に、石毛委員、お願いいたします。

○石毛委員 今回初めて参加させていただきました拓殖大学の石毛でございます。

今後、都民だけではなく東京都以外の方もどんどん東京の銭湯に来ていただくことが期待できますので、銭湯が十分に維持できるようないろいろな施策を、これからも取っていただければと思います。

特に、先ほど御発言もありましたが、維持をするという意味で、浴場におかれては、事業承継といったことにも力を注いでいただく必要があります。これは浴場業界も含めて、ぜひ御努力いただければと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○熊迫会長 続きまして、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 亜細亜大学の伊藤でございます。皆さんの熱心な御議論、素晴らしいと思いました。

私から申し上げたいことは、コロナ禍、エネルギー高、物価高騰、少子高齢化などは、東京都がどうしても変えることができない、浴場組合が頑張ろうが回避することができない状況で、そのような中で、銭湯経営をしなくてはいけないということです。

そうしますと、どのビジネスでも共通することですが、今いるお客さんだけを相手にビジネスしたのでは縮小していく一方なのです。ですから、すぐに着手できることとして、それぞれの銭湯経営者の皆さんには、潜在需要を掘り起こす手を、是非打っていただきたいと思います。基本的なことですが、地域の需要を見つめ、どのようなところにビジネスチャンスがあるか、それぞれの経営者に意識を持っていただくことです。その上で、浴場組合が仲介をし、区や都と連携をして有効な手を打っていただくという、やはり現場から持ち上がってくる補助の在り方のようなものが望ましいのではないかと思います。

これからも銭湯がますます発展していくことを願っています。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、奥野委員、お願いいたします。

○奥野委員 銭湯大使の奥野と申します。よろしく申し上げます。

既に意見をお伝えさせていただいているので簡単に申し上げますと、先ほど山村委員のお話にございましたが、日々銭湯に通う者であっても、例えば入浴剤にお金がかかっているとか、浴室をきれいにしている際の洗剤も値上がっている、浴場の現況をそのようにひもづけて細かいところまで実感できていませんでした。お湯や燃料だけではなく、全ての業界がそうだと思うのですが、値上がりの影響を受けているということに改めて感じました。

最後に、私も、値上げというところは共通認識を持っていますが、個人的には20円、もしくは30円というところの判断が難しいと思っておりました。もちろん乖離額から考えて20円という御意見に、全く相違ないのですけれども、実際に銭湯の現場において、20と30の違いでどれぐらい影響があるのかというところは、今後、現場の御意見をお伺いできればと思っております。

ちょっと本筋とは外れてしまうのですが、都としての支援策を強化していただきたいとあらためて思いました。先ほど足立区の試みが紹介されましたが、区単位でのとてもいい試みがあることは私もお聞きしているのですけれども、都域で取り組むことができず、なかなか認知が及ばないところもあるのではないかと考えておりますので、都全体としてできる子供向けの事業などができるような支援を、今後いただけるとういなど思いました。

以上になります。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、栗生委員、お願いいたします。

○栗生委員 一般社団法人せんとくとまの栗生です。

小委員会では本当に難しい協議でした。各所から経営が苦しいお話を伺いましたので、値上げせざるを得ない状況だろうとは思っております。一方で組合のアンケートで、値上げに消極的な銭湯さんもあるということでした。確かに、大幅な値上げになると客離れに耐えられない銭湯もあるという観点で、今回の値上げ幅になったところもあります。

今日、近藤委員ですとか山村委員の切実なお話を伺いましたが、私も、銭湯はこの価格で儲かっているのかとか、もっと上げてもいいのではないかとという利用者の声を聞くことがあります。あらためて、520円が妥当だったのかなと、いまだに悩ましく思います。

どんどん進化していく銭湯や、今までのやり方を守り続けていく銭湯など、様々な形態に分化が進む中で、ひとくくりにできなくなっているのが現状で、個別の対応や対策が必要な局面に来ているのではないかとともに思います。520円というお釣りが大変な額になるためキャッシュレス決済も期待されていますが、自力ではそれに対応できない銭湯があることも事実だと思うので、その辺りのフォローも課題になると思います。

また、日々銭湯に通っている方というのは回数券を使っていることが多いと思うので、

その価格設定も肝だと感じております。

加えて、中村委員からご意見がありました。本当に銭湯の自助努力だけではやっていけない状況だと思いますので、国や東京都にも手厚い補助を引き続きお願いします。

以上になります。

○熊迫会長 ありがとうございます。

それぞれのお立場から御意見をいただきました。

報告案の修正につきましては、後ほど事務局から説明をいただきます。

これをもちまして、令和5年東京都公衆浴場入浴料金の統制額に係る議題は終了いたしました。

最後に、潮田副知事より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○潮田副知事 副知事の潮田でございます。

委員の皆様方には、2月の協議会におきまして、令和5年公衆浴場入浴料金統制額に関する検討をお願いして以来、御多忙の中、大変精力的に御討議を賜りましたこと、ここに厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

公衆浴場の入浴料金は浴場を利用する方、そして、経営する方、双方の生活に直接影響を与える重要事項でございます。諸物価の長引く高騰などが家計に大きな影響を与えている中で、都は統制額を一昨年、昨年と2年連続で引き上げることとなりました。今年も公衆浴場の会計調査におきまして、原価と現在の統制額との間に大幅な乖離が生じているところであります。

そうした中で先ほど来、入浴料金統制額につきまして様々な貴重な御意見を委員の皆様から頂戴しているところでありますが、本年の協議会では、こうした大変難しい状況を考慮に入れ、様々な観点から御検討いただいたものと拝察をし、その御労苦に対しまして深甚なる敬意と重ねて御礼を申し上げます。

また、公衆浴場の活性化に向けた多くの貴重な御意見もいただきました。都は今後、本協議会において御討議をいただきました内容を踏まえ、統制額改定に向けた手続を速やかに進めてまいります。

現在、公衆浴場は新型コロナウイルスの影響で減少した利用者が戻りつつある一方で、昨年来の世界情勢の変化に伴いまして、依然として厳しい経営環境が続いております。こうした公衆浴場を支えるため、都は昨年行いました公衆浴場の負担軽減に向けました緊急対策を、国の臨時交付金を活用しまして今年度も補正予算を組み、6月の都議会定例会に付議をする予定でございます。

そのほか、先ほど生活文化スポーツ局長からもお話がございましたとおり、各浴場におけるエネルギー効率化に向けた取組、あるいは公衆浴場の新たな利用者を開拓する取組などへの支援も引き続き行ってまいりたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様方には、今後とも東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

ただきます。本日は誠にありがとうございました。

○熊迫会長 潮田副知事、ありがとうございました。

なお、副知事はここで退席されます。

○潮田副知事 どうぞよろしく願いいたします。

○熊迫会長 事務局から連絡事項があればお願いします。

○折原課長 先ほどお示ししました協議会報告案に、本日いただいた御意見を反映したものを、後ほど御確認いただいて協議会報告を確定し、後日、都のホームページ、「くらしWEB」にて公開いたします。そのため、本日中を目途に協議会報告の最終案を各委員にメールでお送りさせていただきますので、御確認の上、修正等がございましたら、29日月曜日の午前11時までに御連絡くださいますようお願いいたします。非常に短時間でのお願いとなりますが、何とぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、統制額は本協議会の御意見や会計調査等を参考にしながら知事が指定することとなっておりますため、今後、庁内で必要な手続を進めてまいります。最終的な統制額決定までにはおおむね1か月ほどかかる予定です。

以上でございます。

このたびは、委員の皆様方には大変お忙しい中、統制額に関するたくさんの御意見をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○熊迫会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、長時間にわたり会議の進行に御協力をいただきありがとうございました。

午後0時16分閉会